

居宅介護支援サービス重要事項説明書

1 法人概要

■法人名称：医療法人 博報会	■代表者氏名：理事長 柵木 充明
■法人所在地：名古屋市千種区上野1丁目1番地11号	■代表番号：052(721)0321

2 岡崎東居宅介護支援事業所の概要

サービス事業所の名前	医)博報会 岡崎東居宅介護支援事業所		
所在地	愛知県岡崎市洞町字向山13番地14		
電話番号	0564-22-6400	FAX番号	0564-64-0198
指定年月日	平成11年7月30日	指定事業者番号	2372100079
実施サービス	居宅介護支援	サービス提供地域	岡崎市
備考	緊急連絡先：24時間対応 (080-4441-5636)		

3 居宅介護支援サービスの目的及び運営の方針

岡崎東居宅介護支援事業所（以下『当事業所』）の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護状態にある利用者様の委託により、利用者様の心身の状況等に応じた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿って指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。居宅サービス計画作成のためのサービス提供事業者の選択を行うにあたっては、利用者様の意志および人格を尊重し、必要性に反して特定の種類または特定のサービス提供事業者・法人への利益誘導および不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

4 職員体制

	常勤	非常勤	計
所長（管理者）・主任介護支援専門員	専従1		1
主任介護支援専門員	専従3		3
介護支援専門員	専従1		1

5 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
休業日	土曜日、日曜日 12月31日～1月3日

6 居宅介護支援サービスの申し込みから居宅サービスが提供されるまでの流れ

①居宅介護支援サービスの申し込み⇒②状態の把握（アセスメント：居宅サービス計画ガイドラインを使用）⇒③居宅サービス計画書原案（ケアプラン）の作成⇒④サービス担当者会議の開催（チームアプローチ）⇒⑤居宅サービス計画（ケアプラン）の決定・同意・交付⇒⑥居宅サービスの提供⇒⑦定期的な評価（モニタリング）⇒
（重要事項説明書別紙①『サービス提供までの流れ』参照）

7 主治の医師および医療機関等との連絡

当事業所は利用者様の主治医および関係医療機関との間において、利用者様の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせて頂きます。そのことで利用者様の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

- ①利用者様の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を貼り付ける等の対応をお願いいたします。
- ②また、入院時には、本人様または家族様から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。

8 留意事項

相談受付場所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 利用者様の御自宅 ➤ 岡崎東居宅介護支援事業所等または利用者様が指定される場所
利用者様自身によるサービスの選択と同意	<p>利用者様自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者様または家族様に対して提供するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定居宅介護支援の提供開始に際し、予め利用者様に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来る事、利用者様は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事ができます。 ➤ 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するような事・利用者様の選択を求める事なく同一の事業主のみによる居宅サービス計画原案を提示する事はいたしません。 ➤ 居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集や、やむをえない場合の照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者様及び当該サービス担当者との合意を図ります。
サービス割合の説明	当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は重要事項説明書別紙の通りです。(重要事項説明書別紙④『サービス種類別割合』参照)
サービス担当者会議や多職種連携におけるICTの活用について	利用者様にサービスを提供する指定居宅サービス事業者の担当者と会議を開催し、提供するサービスの質の向上及び連携に努めます。利用者様の居宅を訪問する事を求められているサービス担当者会議を除く会議に関しては、感染拡大防止や多職種連携促進の観点から、テレビ電話等を活用した会議を開催させていただきます。(重要事項説明書別紙③『個人情報保護方針』参照)
利用料の変更	変更の場合は電話およびサービス利用表別表等の書面によりご連絡致します

9 利用料金

居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり、厚生労働省令及び厚生労働省告示の基準額を別紙の通り算定します。(重要事項説明書別紙②『居宅介護支援サービスの料金体系』参照)

注1) 介護保険が適用される利用者様は、基準額と重要事項説明書別紙②の加算を含めた利用料金は、介護保険から全額支給されますので、利用者様のご負担は御座いません。

注2) 保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、指定居宅介護支援に要する費用の額に関する基準による額をお支払頂きます。事業所から「サービス提供証明書」を発行しますので、この「サービス提供証明書」を後日お住まいの市区町村窓口へ提出しますと、払い戻しを受けられます。

注3) 滞納期間によっては、利用者様のご負担となる場合もあります。

10 サービス相談窓口及び苦情受付窓口

当事業所は、利用者様の保護支援の観点より以下の通り苦情・相談を受け付けています

① 岡崎東居宅介護支援事業所窓口

電話番号	0564-22-6400	担当者：田中佐知子（管理者）
苦情・相談 受付時間	営業日の午前8時30分～午後5時00分	

② その他の相談・苦情受付窓口としては、下記の窓口がございます

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室内 苦情調査係 電話 (052) 971-4165	岡崎市役所福祉部介護保険課 電話 (0564) 23-6682
--	------------------------------------

11 個人情報保護について (重要事項説明書別紙③『個人情報保護方針』参照)

- ① 当事業所は、サービス提供する上で知り得た利用者様及び家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 当事業所は、利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者様の個人情報を用いませぬ。

- ③ 当事業所は、利用者様の家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族様の個人情報を用いません。

1 2 緊急時の連絡先・事故発生時の対応

当事業所はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。また、事故発生時には、事業所の過誤及び過失の有無に関わらず、通常と異なる状態が認められる場合は、速やかに岡崎市役所に報告します。報告後、処理経過・事故発生の原因及び再発防止策を策定し、岡崎市役所に報告し、再発防止に努めます。

1 3 業務継続計画（BCP）の策定

当事業所は、感染症や自然災害の発生時に、利用者様へ居宅介護支援サービスを継続的に実施する為に、次に掲げる措置を講じます。

- ① 利用者様の近隣の避難先や、地域の協力者をお聞きし、安定的・継続的な支援を提供できるよう取組みます。
- ② 利用者様に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定します。
- ③ 当事業所の職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練を実施します。

1 4 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を開催します。その結果を、当事業所の職員に周知徹底します。
- ② 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 当事業所の職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 5 虐待防止について

当事業所は、利用者様の人権の擁護・虐待防止等の為に次に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定します。 虐待防止に関する責任者：管理者 田中佐知子
- ② 利用者様及び事業所等からの連絡・通報を受けた際に、適切に対応する為の体制整備を行います。
- ③ 当事業所の職員に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施します。
- ④ 岡崎市役所・担当学区の地域包括支援センター・警察・保健所等と虐待等における通報先との連携・協力を努めます。

1 6 暴力・暴言・ハラスメントについて

当事業所は、暴力・暴言・ハラスメントに対する為に次に掲げる措置を講じます。

- ① 当事業所職員に対する暴力・暴言・ハラスメントを防止し、啓発・普及する為の研修を実施します。
- ② 暴力・暴言・ハラスメント行為が利用者様やその家族様から、当事業所職員に対して、ハラスメント行為が認められた場合には解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求める事があります。

1 7 身体拘束について

当事業所は、当該利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わないものとします。

- ① やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を関係機関と検討し、居宅サービス計画書等へ記録します。
- ② 緊急やむを得ない理由については、切迫性・非代替性及び一時性の3つの要件を満たす事とし、当事業所内としてこれらの要件の確認・検証等の手続を極めて慎重に行う事とし、その具体的な内容について記録します。

以上

説明日 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項説明を行いました。この証として、本書2通を作成し、利用者様・事業者が記名の上、各自1通を保有するものとします。

【事業者(乙)】所在地：愛知県岡崎市洞町字向山13番地14

事業所名：医療法人 博報会 岡崎東居宅介護支援事業所

所 長：田中 佐知子

説明者氏名：_____

私(甲)は本書面・別紙に基づいて、事業者(乙)から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

岡崎東居宅介護支援事業所重要事項説明書 の同意

私は、岡崎東居宅介護支援事業所居宅介護支援サービス重要事項説明書(以下、『重要事項説明書』)に基づいて、乙からサービスに係る重要事項の説明を受けました。その説明に納得し、同意します。

岡崎東居宅介護支援事業所重要事項説明書 別紙①『サービス提供までの流れ』 の同意

私は、重要事項説明書・別紙①に基づいて、乙から提供されるサービス内容の説明を受けました。その説明に納得し、同意します。

インフォーマルサービスを含む介護保険外サービスの内容についての同意

私は、居宅介護支援サービスの提供にあたり、岡崎市福祉部長寿課発行の『高齢者のサービスガイド』とその他の資料に基づいて、介護保険給付外のサービスの説明を受けました。今後、居宅サービス計画書を作成するにあたり、多様な主体が提供する生活支援サービスが、包括的に提供される事に納得し、同意します。

岡崎東居宅介護支援事業所重要事項説明書 別紙②『居宅介護支援サービスの料金体系』 の同意

私は、重要事項説明書・別紙②に基づいて、介護報酬の加算の説明を受けました。その説明に納得し、同意します。

岡崎東居宅介護支援事業所重要事項説明書 別紙③『個人情報保護方針』 の同意

私は、重要事項説明書・別紙③に基づいて、岡崎東居宅介護支援事業所がより良きサービスの為に、会議等で私の又は私の家族の個人情報を用いる事、会議等でICT(テレビ電話等)を利用する事に同意します。

岡崎東居宅介護支援事業所重要事項説明書 別紙④『サービス種類別割合』 の同意

私は、重要事項説明書・別紙④に基づいて、岡崎東居宅介護支援事業所における各サービスの利用割合と各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明に納得し、同意します。

締結日 年 月 日

【利用者様(甲)】 御住所：_____

御名前：_____

【署名代行者又は法定代理人】 利用者様(甲)との関係 ()

署名の代行理由 私は、甲に筆記能力が欠ける為、甲の意志を確認した上で、署名代行をしました。
 その他 ()

御住所：_____

御名前：_____

電話番号：_____

附則 この規定は、令和3年9月1日より施行する。 この規定は、令和6年4月11日より施行する。